

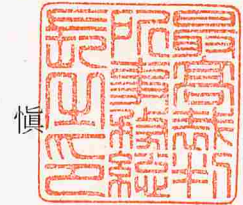
最高裁秘書第1450号

令和2年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月19日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁が、内閣府大臣官房人事課に対し、叙位対象者を推薦する際の手続が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1548号

令和2年7月8日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会  
委員長 高橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、内閣府大臣官房人事課に対し、叙位対象者を推薦する際の手続が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和2年6月1日

3 諮問番号等

(1) 諮問番号

令和2年度（最情）諮問第8号

(2) 諮問日

令和2年7月1日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1549号

令和2年7月8日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

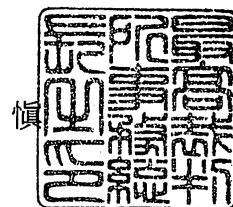
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年7月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、5月28日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書添付の資料2「叙位の協議・推薦から発令までの手続」からすれば、叙位対象者に関して、最高裁判所が関係団体と推薦協議をしたり、内閣府に対して推薦したりする際の手続を定めた文書が存在するといえる旨を主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

### 記

#### 1 開示申出の内容

最高裁が、内閣府大臣官房人事課に対し、叙位対象者を推薦する際の手続が書いてある文書（最新版）

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

叙位の手続は、叙勲の手続と相当程度共通しており、最高裁判所が内閣府大臣官房人事課に対して叙位対象者を推薦する際には、叙勲の手続を参考に、先例に基づいて行っている。

したがって、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要がなく、同文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。